

社会福祉法人静和会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人静和会（以下「この法人」という。）の役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、役員たる理事長、理事（業務執行理事を含む）、監事、並びに評議員、評議員選任・解任委員会外部委員及び第三者委員をいう。

2. 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

3. 非常勤の役員等とは、役員等のうち、常勤の理事以外の者をいう。

4. 第三者委員とは、社会福祉法人静和会が設置運営する施設及び事業所の第三者委員をいう。

5. 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給対象者と支給事由)

第3条 役員等に対しては、次の各号に定める職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員である役員（施設長兼務の理事）に対しては、報酬等は支給しない。

2. 常勤の理事には、社会福祉法人静和会役員等職務権限規程に定める業務の遂行に対して、報酬、期末手当および退職金を支給する。

3. 常勤の理事以外の理事、評議員への報酬等の支給は、非常勤の者を対象とし、次の各号に定める業務の遂行に対して報酬を支給する。

(1) 理事会、評議員会並びに参画する各種委員会等の業務

(2) 上記(1)以外で、理事長の命を受けて法人または施設運営のために行った業務

4. 監事への報酬等の支給は、非常勤の者を対象とし、次の各号に定める業務の遂行に対して報酬を支給する。

(1) 理事会、評議員会並びに参画する各種委員会等の業務

(2) 上記(1)以外で、理事長の命を受けて法人または施設運営のために行った業務

(3) 業務監査並びに会計監査の業務

5. 評議員選任・解任委員会外部委員への報酬等の支給は、非常勤の者を対象とし、次の各号に定める業務の遂行に対して報酬を支給する。

(1) 評議員選任・解任委員会の業務

6. 第三者委員への報酬等の支給は、非常勤の者を対象とし、次の各号に定める業務の遂行に対して報酬を支給する。

(1) 第三者委員会の業務

(2) 苦情に対する業務

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、各号に定める金額とする。

- (1) 報酬 : 別表1に定める額
- (2) 期末手当 : 別表1に定める額
- (3) 退職金 : 本規程第8条に定める額

- 2. 非常勤の理事、評議員、監事に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。
- 3. 評議員選任・解任委員会外部委員に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。
- 4. 第三者委員に対する報酬の額は、別表4に定める額とする。
- 5. 本条に定める別表2、別表3、別表4の報酬の額は、源泉徴収後の金額とする。

(報酬等の支払方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給時期は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 : 正規職員給与規程第3条から第5条の規定に準じて支給する。
- (2) 期末手当 : 正規職員給与規程第10条の規定に準じて支給する。
- (3) 退職金 : 常勤の理事を退任後1カ月以内で法人の指定した日

- 2. 非常勤の理事、評議員、監事に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席または、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3. 評議員選任・解任委員会外部委員に対する報酬は、委員会への出席の都度、支給する。
- 4. 第三者委員に対する報酬は、委員会への出席または、苦情対応業務の完結の都度、支給する。
- 5. 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(実費弁償費用)

第6条 非常勤の理事、監事並びに評議員、評議員選任・解任委員会外部委員及び第三者委員に対しては、業務従事に伴い交通機関を利用した場合には、実際に支払った費用を実費弁償費として支給する。

- 2. 実費弁償費の支払方法は、第5条に定める報酬の支払方法に準ずる。

(出張等)

第7条 役員等が、理事長の命を受けて法人または施設業務のために出張する場合は、第4条に定める報酬等および第6条に定める実費弁償費とは別に、社会福祉法人静和会旅費規程に基づき旅費等の支給を行う。

- 2. 役員研修（理事・評議員・監事業務の研鑽に係る研修）については、旅費規程に定める必要経費及び、第4条に定める報酬等を支給する。

(理事長の退職金)

第8条 理事長の退職金は、理事長就任から理事長退任までの間、毎月25,000円を積み立て、その積立金の合計額及び積立金から生じた運用果実の合計額とする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成16年7月1日から適用する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。
(題名の改正並びに第3条第1項及び第2項の一部改正並びに第3条第3項の追加並びに第4条の一部改正)

附則

この規程は、平成20年6月13日から適用する。
(第3条第1項及び第2項の一部改正並びに第3条第3項の削除)

附則

この規程は、平成20年7月11日から適用する。
(第3条の2の追加)

附則

この規程は、平成20年10月1日から適用する。
(第7条の追加)

附則

この規程は、平成22年4月1日から適用する。
(第3条第2項の一部改正)

附則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。
(第3条第2項の一部改正)

附則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。
(社会福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う改正)

別表 1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬額	期末手当
理事長	月額 550,000円	4か月分
理事	月額 356,000円以内 で理事長が定めた額	4か月分

別表 2 (非常勤の理事、評議員、監事の報酬)

区分	回数	報酬額	事由
理事	1回	15,000円	理事会、委員会出席
	1回	10,000円以内 で理事長が定める額	理事長の命を受けて法人または 施設運営のために行った業務
評議員	1回	15,000円	評議員会、委員会出席
	1回	10,000円以内 で理事長が定める額	理事長の命を受けて法人または 施設運営のために行った業務
監事	1回	15,000円	理事会、委員会出席
	1回	10,000円以内 で理事長が定める額	理事長の命を受けて法人または 施設運営のために行った業務
	1回	50,000円	業務監査実施
	1回	100,000円	会計監査実施

別表 3 (評議員選任・解任委員会外部委員の報酬)

区分	回数	報酬額	事由
評議員選任・ 解任委員会 外部委員	1回	5,000円	評議員選任・解任委員会出席

別表 4 (第三者委員の報酬)

区分	回数	報酬額	事由
第三者委員	1回	5,000円	第三者委員会出席
	1回	10,000円以内 で理事長が定める額	苦情対応